

米兵による 16 歳未満の少女への誘拐と不同意性交事件に関する意見書

令和 5 年 12 月に米空軍兵長が、16 歳未満の少女を車で誘拐して同意なく性的暴行を加えたとして 3 月 27 日付で那覇地検が起訴していたことが明らかになった。

3 月の起訴時点で事件を把握していた外務省及び沖縄県警は、県には 6 月 25 日に報道があるまで 3 か月以上も情報提供をしていなかったことも明らかになった。

本市議会は、米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに再発防止策を徹底するよう再三再四強く申し入れてきた。その度に再発防止に努めるとしてきたが、何度も裏切られており、今回の米兵による蛮行に激しい怒りと憤りを覚えるとともに、改めて県民に強い衝撃と不安を与えている。

よって本市議会は、市民、県民の尊い生命と人権を守る立場から今回の事件に対し、厳重に抗議するとともに下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 一 被害者と家族に対する謝罪及び精神的ケアも含めて完全補償を行うこと。
- 一 事件の全容解明及び被害者や家族へ配慮した公表を行うこと。
- 一 米軍関係者に対する綱紀粛正及び教育の徹底、再発防止に万全を期すこと。
- 一 日米地位協定を改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 7 月 5 日

沖縄県宜野湾市議会

【あて先】

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長、沖縄県警察本部長